

2 中学校の事例

事例05

集団内に形成された暗黙の階層を 背景としたいじめ【自死】

1. 本事案の概要

いじめは、Aさん（中学校2年生、女子）が小学校高学年のときから始まります。いじめの態様は、「嫌がるあだ名」及び「無視」です。そのいじめは、Aさんが中学校に入学しても継続し、嫌がるあだ名が定着します。

Aさんが在籍した学級は、学級内で強い影響力をもつ生徒らが無視や悪口を率先して誘導しており、学級内で弱い立場にいる生徒らは逆らえない空気が醸成されていました。

また、Aさんは所属していた運動部内においても、夏頃になると学級内と同様の悪口や陰口を言われたり、仲間外れにされたりなど、いじめが並行して行われます。その後も、校舎内の廊下ですれ違いざまに足をかけられ転ばされる、転ぶと心ない言葉とともに嘲笑される、部活動の試合で移動する際に利用する車内では、部員らの荷物を座席に置かれ座らせてもらえないなどのいじめが累積していきます。

Aさんは中学校1年時の2学期半ば頃、母親に「部活をやめたい」と訴えます。母親は子供のいじめを知ると、部活動の顧問に相談をしました。

顧問の教師（顧問・副顧問）らは、Aさんの母親からいじめの訴えを受けて、部員に聴き取りを行います。その方法として、部員たちにメモ用紙を配布し、「自分がいじめられているとか、いじめているとかあれば」全部を書くように指示しました。その結果、Aさんへのいじめがあることが分かりました。しかし、Aさんに対するいじめを把握したはずの顧問らは、部員同士のトラブルとして片付けました。

顧問の教師は、Aさんの母親に、「部内で話し合った結果、仲間外れのような事実はあったが、お互いさまだった。全員納得のうえで仲直りした」と伝えます。その後、顧問の教師は、副顧問の教師に指示をして、聴き取りで回収した部員らのメモの原本をシュレッダーにかけて廃棄しました。その複写を残すこともしませんでした。

3学期になるとAさんは、あからさまに無視され、「傷つく言葉」が書かれた紙を渡されました。その頃よりAさんは、学級担任に提出する「生活ノート」に、「手が震える絵」などを描き、「最近、けいれん（手）がずっとしている」「しんどい」「だるい」「食欲ない」

「けいれんやばい」と記すなどのSOSを出していました。

2年時の4月になり、新しい学級になっても、Aさんへのいじめは続きます。学級内では周囲から無視され、一人だけで過ごす時間が増えました。運動部内のいじめも継続しています。

Aさんは、6月に実施された「学校生活に関するアンケート」に対して、「陰口を言われている」「無視される」などの質問項目に「あてはまる」と回答しました。「のびのびと生きている」「生活が楽しい」には「あてはまらない」と回答しています。「部活しんどい」とも記載していました。

その他、Aさんの在籍する中学校で実施されていた心理検査の一つである学校適応感尺度の判定結果は、「要支援領域」でした。

夏頃になると、Aさんは「死にたい」と、はっきり口にするようになりますが、仲間外れにされている状況は変わりませんでした。それにもかかわらず担任は、最も注意を要する状態であることをAさんの保護者に明かさず、三者面談では提出物の遅れを指摘するにとどめただけでした。

このように、学級担任及び部活動の顧問を含めた当該中学校は、Aさんへのいじめに対して、適切に対処することはありませんでした。Aさんは孤立を深め、夏休み明けの9月に遺書を残し、命を絶ちます。

その後、いじめ重大事態に係る第三者による調査委員会が設置されます。その調査報告書は、「いじめは明白だったにもかかわらず、見過ごされた」と認定するとともに、いじめが自殺の原因と認定します。加えて、部活動の顧問らをAさんに「無力感という精神的打撃を与えた」と批判しています。

また、市教委が「関係者への配慮」を理由に、いじめの内容や経過を非公開とし、「学校が対応すれば自殺は防げた」など指摘の一部を公開するにとどまっていたことを、再発防止の視点から問題としています。

なお、県教委は、事案発生から2年後に当時の校長を戒告¹、2年時の学級担任と学年主任を訓告、部活動の顧問と1年時の学級担任を嚴重注意処分としました。

1 地方公務員法第29条

2. 学校の対応についての検討

現在、学校では教職員に「いじめの積極的認知」が広く普及したことにより、いじめの認知件数が飛躍的に増加しました。しかし、いじめの早期発見後に取り組む初期対応において、学校が法や基本方針に基づき、いじめへの適切な対応に取り組んでいないために、いじめが重大事態化することを防げていないという現状があります²。

以下、当該中学校の問題点及び適切な対応について、法や基本方針等を勘案して、検討していきます。

(1) 組織的対応の欠如によるいじめ被害の訴えの見逃し

Aさんは、小学校のときからいじめられていたこともあり、中学校に入学以降も、早い段階から継続的にいじめ被害を受けていました。Aさんの小学校時のいじめ被害に関する情報は、卒業後に開催された小中連絡協議会の場で共有され、引継ぎは行われました。しかし、中学校のいじめ対応には、様々な問題点が見られます。例えば、法第22条に「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」と規定されており、続く第23条は「いじめに対する措置」を6項目挙げています。

しかしながら、当該中学校では、組織的対応が不十分なため、Aさんに係るいじめ被害情報は学校全体として共有されませんでした。

また、Aさんが在籍していた学級では影響力の強いグループにより日常的にいじめ行為が継続されていましたが、学級担任が学級内の人間関係の問題に気づき指導することはありませんでした。

さらに、部活動内においても、学級同様のいじめがあるにもかかわらず、それぞれ関係する教員が対応するだけにとどまり、組織的対応をするに至りませんでした。部活動顧問の教師らは、Aさんの保護者からのいじめ被害に関する相談を受けて、部活動顧問の教師だけで部員への聴き取り調査を行い、指導を行ったとして、Aさんの保護者に解消の報告をしました。しかし、それは組織的対応と言えるものではありません。

この他、「学校生活に関するいじめアンケート」の回答を指導や支援に生かせなかったこと、学校適応感尺度の判定結果が「要支援領域」であることをAさんの保護者に伝えていないこと、Aさんの「生活ノート」に記された希死念慮及びSOSの見逃し等、多くの

2 文部科学省による令和4年度の統計では923件の重大事態が発生しています。

点で、当該中学校の対応の拙さが指摘されます。Aさんが「生活ノート」で発信した心のサインを察知してSCにつないだり、保護者に伝え相談したりする等、求められる必要な対応を十分にしていなかったと言わざるを得ない状況でした。

(2) 関係生徒の「聴き取りメモ」を廃棄

前述したように、Aさんが所属していた運動部内のいじめ対応では、部活動顧問の教師による聴き取り調査が行われます。その調査結果は、部活動顧問の教師による判断で「人間関係トラブル」とされ、部員らが記入した用紙は廃棄されてしまいました。そのことの問題点について述べます。

法第23条は「いじめに対する措置」を定め、法第28条は重大事態について規定しています。いじめ重大事態に係る調査の目的は、いじめ事実の全容解明及び再発防止にあります³。その目標を達成するためには、生徒を対象とした聴き取り調査結果は、一次資料として極めて重要な根拠資料となります。同様に、教師が日常使用している教務手帳、備忘録、指導記録ノートや、保護者との電話対応等でメモをした付箋紙や端紙なども、いじめ対応を検証する際の重要な資料となります。

このことから、聴き取り調査結果を廃棄することは、法の理解不足と批判されたり、「隠蔽」とされたりする不適切な行為とされます。



ワンポイントアドバイス

いじめ事実の有無、学校対応の評価をするためには、一次（原始）資料の確認が必要となります。また、事後検証のためには、誰が、どのような調査を行ったかについて、全て記録に残しておくことが必要です。

- ☑ 関連チェックリスト
- 2-3 子供の「訴え」 → 108ページ
- 3-2 事実把握 → 121ページ

3 文部科学省（2017年3月）「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に、「重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的である」と示されています。

1 いじめの未然防止

■ チェックリスト

1-1 いじめの認知

* 「いじめの認知」が正しいものには○を、誤っているものには×をつけてください。

	チェック項目	○・×
①	A男は思いを寄せていたB子に交際を求めたが、「あなたと付き合うつもりはない」と断られショックを受けた。B子にA男を傷つける意図はなかったのに、「いじめ」と認知はしなかった。	
②	A子が算数の問題が解けずに悩んでいたところ、隣の席のB男が解答を教えた。A子は自分で解くつもりだったので泣き出してしまった。B男の行為は親切心からだったが、「いじめ」と認知した。	
③	A男にからかわれたB男はA男に殴りかかり、その後双方がほぼ同じ程度殴り合った。「けんか」なので「いじめ」の認知はしなかった。	
④	プロレスごっこをしているA男とB男に担任が声をかけると、2人とも「遊びだよ」と答えた。担任はA男がいつも技をかけられてばかりでつらそうにしている場面も見ていたが、「いじめ」と認知はしなかった。	
⑤	A男の保護者から「うちの子がB男にいじめられている」との訴えを受け、A男から事情を聞いたところ「いじめられていない。学校は楽しい。母の気にしすぎ」と答えたので、「いじめ」と認知しなかった。	
⑥	アンケートに「B男に嫌なことをされる」と書いたA男に事情を聞いたところ、「嫌なんだけど、B男には話さないで。親にも内緒にして」と答えたので、「いじめ」とは認知しないで様子を見ることにした。	
⑦	A男から「別の中学校に通うB男に塾でいじめられている」との訴えがあったが、同じ中学校に在籍していないことから「いじめ」と認知しなかった。	
⑧	PTA主催の「プール開放」でA子がB子から頭を押さえられ沈められそうになったが、管理下の出来事ではなく、一過性のことだったので、「いじめ」とは認知しなかった。	
⑨	B男は同じクラスのA子につきまとうような行動がしばしば見られ、A子はいじめの被害を訴えたが、B男は発達障害の診断を受けていたので、その特性の表れと判断し「いじめ」とは認知しなかった。	
⑩	A男が「B男、C男、D男からいじめられる」と訴えたが、この4人は「仲よしグループ」だったので、「いじめ」とは認知しなかった。	

1-2 いじめの件数

*認知件数のカウントの仕方が正しいものには○を、誤っているものには×をつけてください。

	チェック項目	○・×
①	A男の父親から「A男が、B男とC男から暴力を振るわれ、D男からはお金を脅し取られた」との訴えがあった。校内委員会はこの事案を「いじめ3件」と教育委員会に報告することにした。	
②	A子から「B子とC子に2回ずつ悪口を言われ、D子からは3回にらまれた」との訴えがあり、B子、C子、D子はその事実を認めたため、この案件は「いじめ7件」と記録した。	
③	いじめ認知件数の報告を求められた担任は、A男が受けた「授業中のからかい」「軽くぶつかられる」「悪口を言われる」をいじめと捉え、生徒指導主事に「3件」と報告した。	
④	アンケートでA子が「いじめを受けた」と回答した。担任が面談すると「同じグループの3人からされる『ドッキリ』という悪ふざけが嫌でたまらなかった」と訴えたが、「今はいつもどおり仲良くしている」と話したので、いじめにカウントしなかった。	
⑤	年3回実施のアンケートで、A男は第1回「B男、C男、D男から」、第2回「E男、F男から」、第3回「G男から」それぞれ「いじめを受けた」と記載し、その都度面談で確認した。この年度のいじめ認知数には、A男へのいじめ6件が含まれる。	
⑥	定期アンケートに、A男は「B男、C男、D男、E男からいじめを受けている」と、B男、C男、D男、E男は「A男からいじめを受けている」と記載した。校内委員会では次のような担任からの報告を受け、「A男によるB男・C男・D男・E男へのいじめ4件」を認知した。 (1) A男は暴力傾向があり言動も粗暴で、B男、C男、D男、E男はA男から使い走りのように扱われ、ときに暴力を受けることもあった。 (2) 暴力については、A男は保護者とともに指導を受け、謝罪している。 (3) その後もA男の威圧的な態度が続いたため、B男、C男、D男、E男は、A男を嫌がって距離をとるようになった。 (4) これをA男は無視されていると感じ、いじめられていると主張した。 (5) B男、C男、D男、E男は、A男と一緒にいるのを怖がっている。	

■ 解答と解説

1-1 いじめの認知 解答と解説

①	×	いじめの認知は、「心身の苦痛を感じている」という被害者の主観的な判断に依拠しています。「ショックを受けた」点を重視します。
②	○	「いじめの認知について」（文部科学省、2016年10月）にある事例です。「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」も「いじめ」として認知するよう求めています。
③	×	当初の基本方針では「けんかは除く」となっていましたが、改定の折「児童生徒の感じる被害性」に着目して判断するとされ、「同量かつ同質の実行行為」でも「いじめ」と認知することが多くなりました。
④	×	「いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行」います（基本方針）。また、一方の心身に苦痛を与えているので、「いじめ」に該当すると解します。
⑤	○	慎重な判断が必要です。本事例では、丁寧な聴き取りを行ってもなお、本人が否定しているので認知しません。重大事態の場合は、保護者から申立てがあったときは、「重大事態が発生」したものととして対処することになっています。
⑥	×	「心身の苦痛」の表明があり、面談でもそのことは否定していないので、「いじめ」と認知します。
⑦	×	「一定の人間関係」は、「学校の内外を問わず（略）塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す」と説明されています（基本方針）。
⑧	×	法第3条には「学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする」とあります。定義にも発生時の規定はありません。また、「継続性」は「いじめ認知の要件」にはありません。
⑨	×	一定の人間関係（同じクラス）・行為（つきまとう行為）・心身の苦痛（被害の訴え）という「いじめ認知の3要件」がそろっているので認知します。B男への指導は「支援」の視点が特に大切です。
⑩	×	同一集団内でのいじめは、「強制加入型」「拘束型」「飼育型」「包摂型」などと呼ばれ、見過ごされることがあるので注意が必要です。重篤化するおそれがあるので早急な対応が求められます。

1-2 いじめの件数 解答と解説

①	×	「いじめを受けた児童生徒ごとに1件」として数えます。同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても「1件」と計上します。
②	×	統計上は、「いじめの認知件数」はいじめを受けた児童生徒の実人数で、いじめ行為の回数の総和ではありません。
③	×	認知件数は「いじめの態様」別にカウントするものではありません。被害者に注目して、AがB、C、Dからいじめを受けたら1件、E、F、Gの3人がHからいじめを受けたら3件と数えます。
④	×	A子はアンケートに「いじめを受けた」と答え、面談でも「嫌でたまらなかった」と答えているので、いじめ認知の3要件を満たしており、いじめ1件と認知できます。「解消した事案」であっても、調査期間（同一年度）内で発生したものはカウントします。
⑤	×	地方公共団体間・学校間の認知数に大きなバラツキが生じる最大の原因と考えられるのが、アンケート結果の年度内集計を「その年度の認知総数」として計上することです。「いじめを受けた児童生徒の実人数」は、このケースでは1件です。
⑥	○	この事例は、「平成26年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』の一部見直しについて（依頼）」（文部科学省通知、2015年8月）の別添2に示された事例の一つです。研修会等で参加者に件数を問うと、多様な解答が寄せられます。 B男、C男、D男、E男は、A男から使い走りのように扱われ、暴力も受けているわけですから、この4名に対するいじめ4件は異論のないところでしょう。別添2では「4件と報告する」を正解としています。 しかし、この解答には疑問の声が上がるのがしばしばあります。A男がアンケートで「4人にいじめられている」と訴えている点です。いじめの認知を被害児童生徒の主観的判断に依拠している法体系からすれば、「B男、C男、D男、E男からのA男へのいじめも1件とカウントすべき」との見解です。

「未然防止」のナレッジマネジメント

1

「いじめの定義」の正しい理解

⇒ 被害者の心理的事実を最優先する

(1) いじめの定義

法（第2条）では、「いじめ」を次のように定義しています（下線は筆者加筆）。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

この定義に対し、①社会通念と乖離している、②広く捉えすぎる、③被害者感情に依拠しすぎている等の批判の声が上がっています。確かに、「いじめる意図のないいじめ」や「好意の行為からのいじめ」に直面したときに感じることもあります。子供を置き去りにした「大人の最悪の利害の相克」が繰り広げられるさまを目の当たりにしたときは、「子供の最善の利益の保障」を実現するには現行の「定義」に問題があることを痛感することもあります。

しかし、「今の定義」を超える「新たな定義」の策定は難しいと感じます。心理的事実（児童生徒の気持ち）を最優先することは、生徒指導の基本原則です。客観的事実（心理的又は物理的な影響を与える行為）の見極めは二の次です。まずは「心理的事実（心身の苦痛）に耳を傾け、しっかり受け止める」。この姿勢こそ「いじめ対応」の第一歩です。

(2) 「いじめ」の認知

定義では、「一定の人的関係のある児童等の間で行われる」「心理的又は物理的な影響を与える行為により」「心身の苦痛を感じている」という3要件が示されていますが、いじめの認知は「いじめを受ける児童生徒の主観的判断」に依拠しています。「児童等の尊厳

の保持」という大きな目的を達成するためには、積極的な認知が求められます。

いじめの認知をめぐるっては、いまだに定義の無理解や解釈の過ちが散見されます。ナレッジマネジメント（同じ過ちを繰り返さない）のポイントについて共通理解し、正確な認知に努めることが大切です。

「いじめ認知」のナレッジマネジメント〈例〉

- ◎教員一人の判断→いじめの認知は学校組織を活用して行う
- ◎「けんか」と判断→いじめと認知することを要しない「けんか」は極めて限定的とされている
- ◎本人の否定→丁寧に聴き取り、心身の苦痛を受けたと考えられる行為があったときは認知する
- ◎加害者が他校生→同じ塾・スポーツクラブ等に通う場合は「人的関係」があると判断される
- ◎管理外の出来事→いじめ発生場所が管理下・管理外であるかは問わない
- ◎好意からの行為→「心身の苦痛」を感じていれば「いじめ」と認知する
- ◎仲よし同士→人間関係は判断基準にない

2

いじめ件数の正確な把握

⇒ 被害者数を計上する

(1) いじめの積極的な認知の広がり

いじめの認知数の多寡によって、教育委員会・学校・学級等のいじめ問題への取組の意欲・能力が評価されるものではありません。このような認識の広がりとともに、いじめを積極的に認知する意識が高まってきました。この結果、いじめの早期発見や重大化阻止に成果を上げる学校が多くなりました。

都道府県別の「いじめの認知件数（千人当たり）」（表1）で、年度別の最大値と最小値を見ても、かつては80倍以上の開きがあった年度もありましたが、ここ数年は10倍程度に縮小しました。しかし、いまだにいじめ件数が正確に報告されない事例を散見します。実態把握は対応策の策定に影響します。急ぎ、認知件数の正しい把握の徹底を図る必要があります。